

神戸市契約における社会保険未加入対策の推進について

神戸市では、労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材、特に若年労働者の確保につなげるとともに、公平で健全な競争環境の構築を目的として、神戸市発注の工事請負契約の入札参加資格に社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入を求めるなどの取組みを行ってきました。

今後、この社会保険未加入対策を一層推進するため、次の取組みを実施しています。

1 工事請負契約

- (1) 工事請負契約約款を改正し、神戸市契約監理課が契約手続を行う建設工事において、社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）とすることを原則禁止します。
- (2) 請負人には、全ての下請負人について社会保険加入状況を確認し、社会保険未加入建設業者があるときは、当該業者に対し加入指導を行うことを求めます。
- (3) 請負人による加入指導によってもなお未加入のものがある場合（特別の事情があると神戸市が認める場合等を除く。）には、神戸市は請負人に対して、違約金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点の措置を講じます。また、契約解除を行うことがあります。
- (4) 社会保険未加入建設業者とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とします。

2 物品売買契約、物品賃貸借契約、製造その他請負契約

- (1) 物品売買契約約款、物品賃貸借契約約款、製造その他請負契約約款を改正し、神戸市契約監理課が契約手続を行う業務の受注者は社会保険に加入していることを求めます。違反した場合は、神戸市は受注者に対して、違約金の徴収などの措置を講じます。また、契約解除を行うことがあります。
- (2) 平成32・33年度の物品入札参加資格より社会保険加入の要件化を検討しています。

3 適用日

平成31年4月1日以降に入札公告、指名通知または随意契約を行う案件から適用します。

4 その他

水道局、交通局においても同様の取組みを行っています。

[参考] 適切な保険について（国土交通省ホームページより）

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について  国土交通省

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の 形態	常用労働者 の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

: 個人の責任において加入するもの

○どの保険に加入するべきかわからない場合は、個別に最寄りの年金事務所（健康保険、厚生年金保険）、ハローワーク（雇用保険）等にお問い合わせ下さい。

○工事請負契約の場合、施工体制台帳は、下請負人の社会保険加入状況を確認（必要に応じて日本年金機構（年金事務所）や厚生労働省（公共職業安定所）に確認）した上で作成してください。また、下請負人が決定した時は、「施工体制台帳」の写しを、速やかに（原則として下請負人との契約後速やかに、遅くとも完成期限の前日から起算して14日前まで）神戸市(工事担当課)に提出してください。

○工事請負契約の場合、完成期限の前日から起算して14日前までに、元請負人及び下請負人の社会保険加入状況について神戸市が確認できない場合は、「違反あり」と認定します。これには本市が必要な指導を行う期間がとれない場合も含まれますので、特に完成期限近くは、正確・迅速な手続きに留意してください。

○その他工事請負契約については、「建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月22日行財契第1423号通知）」により確認、指導等を行います。